

生命共済制度

ご加入
のすすめ

(災害保障特約付福祉団体定期保険)

本制度の特徴

- 無診査 (告知のみ) で加入でき、1年ごとの自動更新です。
- 本制度では他の制度と関係なく保険金・給付金を給付します。
- 企業の福利厚生に適しています。
- 剰余金が生じた場合は、配当金 (契約者配当金) として返還します。
- ご加入月は、年4回です。(4月1日、7月1日、10月1日、1月1日)

【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】

「当パンフレット」ならびに「重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報)」に記載の保障内容・保険金額・保険料などが、お客さまご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。

※「当パンフレット」はお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

一般社団法人全国LPガス協会

〒105-0004 東京都港区新橋1-18-6 共栄火災ビル7F
TEL 03-3593-3500 FAX 03-3593-3700



一般財団法人 全国中小企業共済財団 (略称: 全共済)

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12
TEL 03-3264-1511 FAX 03-3239-1978
<https://www.zenkyosai.or.jp/>

制度の概要

多数の方がまとまって加入することにより、
スケールメリットを活かした掛金で幅広い保障が得られます。

★ 給付内容

給付内容	1 □	2 □	4 □	6 □
死亡保険金・高度障害保険金 病気などで死亡・高度障害状態【P4に掲載】となったとき	50 万円	100 万円	200 万円	300 万円
死亡保険金＋災害保険金 不慮の事故、または所定の感染症により死亡したとき 高度障害保険金＋障害給付金(10割) 不慮の事故により高度障害状態【別表第1級】となったとき	100 万円	200 万円	400 万円	600 万円
障害給付金 不慮の事故により身体障害状態【別表第2級～第6級】となったとき	35～5 万円	70～10 万円	140～20 万円	210～30 万円
入院給付金 不慮の事故により5日以上入院したとき(同一の不慮の事故について1入院120日限度*)	1日につき 750 円	1日につき 1,500 円	1日につき 3,000 円	1日につき 4,500 円

*更新前の入院日数を含みます。

※詳しい給付に関する内容は、P4の【保険金・給付金の内容・名称と支払事由について】をご覧ください。

※保険金・給付金のお受取りには所定の条件があります。お申込みにあたっては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずお読みください。

掛金

	1 □	2 □	4 □	6 □
(概算) 月額掛金 ()内は3ヵ月分掛金	415 円 (1,245)	830 円 (2,490)	1,660 円 (4,980)	2,490 円 (7,470)

上記掛金は概算であり、加入人員・加入保険金総額・加入者の年齢構成にもとづいて毎年計算を行っており、掛金は将来変更となる場合があります。掛金には保険料の他、制度運営費が含まれています。保険料は現在の契約内容(加入人員、加入総保険金額、加入者年齢構成)により算出した概算保険料です。申込締切後にあらためて正規保険料を算出し、初回分より適用します。

なお、この制度から脱退されてもそれに伴う払戻金などはありません。

★ 加入日(効力発生日)

毎年4月1日、7月1日、10月1日、1月1日の年4回です。

★ ご加入資格

一般社団法人全国LPガス協会加盟の会員および従業員のうち、加入日(効力発生日)現在、満15歳以上満64歳までの方で、加入(増額)することに同意した方とします。加入者(被保険者)は、申込日(告知日)現在、「正常に就業している方」に限ります。

※「正常に就業している方」とは、加入(増額)申込日(告知日)現在、次の状態にある者を除いた方です。

- ・ 傷病により公休・休暇などで欠勤している方
- ・ 健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方

(「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限など)

● 加入後は、満70歳に到達した年度の3月31日まで継続して加入することができます。ただし、満65歳以上の加入者(被保険者)は増額できないものとします。

● 当協会を脱会した場合など加入資格を失われた場合には、ご継続できませんので、当協会に脱退をお申し出ください。

★ 告知にあたっての注意事項

新規加入または増額を申し込まれる方は、申込日(告知日)現在、正常に就業している方に限ります。下記の【告知事項】をご確認いただき、新規加入または増額を申し込まれる方ごとに、「加入申込書兼告知書」、または「保険金額変更申込書兼告知書」の「告知欄」の該当項目に○をつける方法で告知してください。

【告知事項】

① 申込日(告知日)から過去1年以内に、下表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上入院をしたことがありますか。

② 申込日(告知日)から過去1年以内に、下表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。

心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症、脳卒中(脳出血、脳こうそく・くも膜下出血)、精神病、てんかん、ぜんそく、肺気腫、肺結核、胃かいよう、十二指腸かいよう、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

※「告知」については、P6の「重要事項説明書〈注意喚起情報〉」を必ずお読みのうえ、その意義や重要性をご確認ください。

掛金の取扱

掛金は会員(事業主)負担です。初回(3ヵ月分)掛金は、加入日(効力発生日)の前月20日までに所定の方法により払い込みください。2回目以降は、年4回、3ヵ月ごとにご指定の口座より振替収納します。

初回掛金が所定の方法により払い込まれない場合には、申込取消となります。また、加入後の掛金が所定の方法により払い込まれない場合には、最終払込年月をもって脱退となります。

保険期間

保険期間は、1年間(4月1日～3月31日)で、毎年自動的に更新されます。

期間の途中までのご加入の場合には加入日から3月31日までの保障となり、その後、毎年自動的に更新されます。

税法上の取扱

法人が役員、従業員を加入者(被保険者)としての掛金を負担した場合は、全額損金に算入できます。(法人税基本通達9-3-5)(所得税基本通達36-31の2)

個人事業主が従業員を加入者(被保険者)としての掛金を負担した場合は、必要経費に算入できます。(昭和47年2月14日直審3-8)(所得税基本通達36-31の2)

(令和2年7月における税制にもとづきます。)

配当金(契約者配当金)

毎年度末に収支を計算し、剰余金が生じた場合は配当金(契約者配当金)として返還します。

配当金(契約者配当金)は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。また、配当金は、毎年の収支状況によってお支払いできない場合もあります。

ご加入方法・加入増額手続き

● 加入および口数の変更は、毎年4月1日、7月1日、10月1日、1月1日の年4回です。

● 新規または増額の申込は、上記加入日(効力発生日)の前月20日までに「加入申込書兼告知書」・「預金口座振替申込書」、増額の場合は「保険金額変更申込書兼告知書」に必要事項を記入・捺印のうえ、初回[増額の場合は増額分](3ヵ月分)掛金を添えて、全共済または当協会事務局までご提出ください。

● ご加入の際には、パンフレットの記載事項の内容(特に★印事項)をご確認ください。またご加入の保険金額は申込書兼告知書記載の金額です。

★ 保険金・給付金受取人

死亡保険金・災害保険金の受取人は、加入者(被保険者)の遺族とします。なお、遺族とは労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位【配偶者、子、父母…の順位】と同順位となります。

高度障害保険金、障害給付金(10割)、障害給付金、入院給付金の受取人は、加入者(被保険者)本人となります。

〈別表〉

障害給付割合表

等級	身体障害	災害保険金に対する給付割合
第1級 (高度障害)	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の14から16までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の14から16までまたは第4級の22から26までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	3割
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	1.5割
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

【保険金・給付金の内容・名称と支払事由について】

- ◆**死亡保険金**…加入者(被保険者)が保険期間中に死亡された場合に、その加入者(被保険者)について定められた金額の死亡保険金を所定の死亡保険金受取人にお支払いします。
- ◆**高度障害保険金**…加入者(被保険者)が加入日以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、以下に定める高度障害状態のいずれかになった場合に、その加入者(被保険者)について定められた死亡保険金額と同額の高度障害保険金を高度障害保険金受取人にお支払いします。
高度障害保険金が支払われた場合には、この保険契約のその加入者(被保険者)に対する部分は、高度障害になったときに消滅したものと取り扱います。
- 【高度障害状態】**
 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
 4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
 5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- ◆**災害保険金**…加入者(被保険者)が加入日以降保険期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に亡くなられたときおよび所定の感染症で亡くなられたときにお支払いします。
- ◆**障害給付金(10割)**…加入者(被保険者)が加入日以降保険期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に【別表】障害給付割合表の第1級に定める障害状態のいずれかになられたときに災害保障特約の災害保険金の額に【別表】の給付割合(10割)を乗じた金額をお支払いします。
- ◆**障害給付金**…加入者(被保険者)が加入日以降保険期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に【別表】障害給付割合表の第2級～第6級に定める障害状態のいずれかになられたときに災害保障特約の災害保険金額に【別表】の給付割合を乗じた金額をお支払いします。
- ◆**入院給付金**…加入者(被保険者)が加入日以降保険期間中に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から180日以内に5日以上、日本国内における病院またはこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院したときにお支払いします。ただし、同一事故による入院は120日(更新前の入院日数を含む)を限度とします。

【保険金・給付金が支払われない場合】

加入(増額)申込の際に、保険契約者または加入者(被保険者)が故意または重大な過失により告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げた場合には保険金・給付金(増額の場合は増額部分)をお支払いしません。

*支払事由が以下の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金・給付金をお支払いしません。

死亡保険金、高度障害保険金について

- ①加入者(被保険者)が加入日から1年以内に自殺したとき
- ②保険契約者・保険金受取人の故意によるとき
- ③保険契約者・加入者(被保険者)・保険金受取人の故意により高度障害になったとき
- ④戦争その他の変乱によるとき

災害保険金、障害給付金(10割)、障害給付金、入院給付金について

- ①保険契約者または加入者(被保険者)の故意または重大な過失によるとき
- ②保険金・給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
- ③加入者(被保険者)の犯罪行為によるとき
- ④加入者(被保険者)の精神障害を原因とする事故によるとき
- ⑤加入者(被保険者)の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ⑥加入者(被保険者)が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- ⑦加入者(被保険者)が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ⑧地震、噴火、津波によるとき
- ⑨戦争その他の変乱によるとき

- ・詐欺行為や保険金・給付金などの不法取得目的による加入・更新があった場合で、その加入者(被保険者)の加入・更新が取消または無効となった場合。
- ・保険契約者、加入者(被保険者)、保険金・給付金受取人が保険金などを詐取る目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたときや、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により解除となった場合。

【制度の運営方法および個人情報の取扱について】

【制度の運営方法について】

本制度は、全共済加盟団体(以下、「団体」と)一般財団法人全国中小企業共済財団(以下、「全共済」)が提携して実施しておりますが、その運営方法は次の通りです。全共済が引受生命保険会社と福祉団体定期保険(災害保障特約付)契約を締結することにより、本制度の加入者は全共済に加盟する他の団体の加入者と共に前記保険契約の被保険者となります。本制度では加入者(被保険者)を「団体の会員または組合員事業所の役員・従業員」、掛金負担者を「団体の会員または組合員(事業主)」とします。

なお、本制度はその運営を円滑にするために内容の一部を変更することがあります。

【個人情報の取扱いについて】

本制度の運営にあたって、団体・全共済は、加入者(被保険者)およびその会員または組合員(事業主)の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態など。以下、「個人情報」)を取扱い、全共済が保険契約を締結する引受生命保険会社へ提出します。

団体・全共済は本制度の運営において入手する個人情報を本制度の事務手続きおよびその他共済制度(団体・全共済の取扱う他の共済制度を含む)に関連・付随する業務のために利用し、また、全共済は団体および事務を他に委託する場合はその委託先にも上記目的の範囲内で提供します。引受生命保険会社は受領した個人情報を、各種保険契約の引き受け・継続・維持管理、保険金・給付金などの支払、その他保険に関連・付随する業務のために利用します。また、引受生命保険会社は団体・全共済および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後、個人情報に変更などが発生した際にも、引き続き団体・全共済および引受生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。本制度の引受生命保険会社は、今後、複数の生命保険会社で引き受ける共同取扱方式に変更されたり、引受生命保険会社そのものを変更することがありますが、その場合、個人情報は変更後の引受生命保険会社に提供されます。

この個人情報の取扱いに同意されない方は、加入不同意として取扱いますのでご了承ください。

【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】

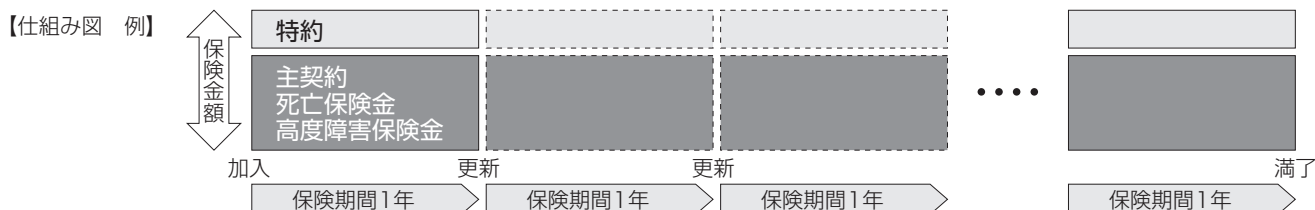
本書面および「パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料などがお客さまご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。お申込みください。

この【重要事項説明書】は、福祉団体定期保険のご契約の内容などに関する重要な事項のうち特にご確認ください事項をまとめた「契約概要」と、お申込みの際に特にご注意ください事項をまとめた「注意喚起情報」を記載しています。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解いただけますようお願いいたします。「保険金などをお支払いできない場合について」などお客さまにとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また、現在のご契約の解約などを前提とした新たなご契約のお申込みをされる場合、お客さまに不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。具体的な制度内容については「パンフレット」をあわせてご覧いただき、ご不明な点などは所属団体またはアクサ生命に照会してください。

<契約概要>

※団体ごとの制度内容により保険金額の設定や付加される特約、保険料のお取り扱い、満了年齢などが異なります。詳細は必ず「パンフレット」をご確認ください。

- 商品の名称 福祉団体定期保険
- 商品の仕組み 団体の役員・従業員、会員事業所の事業主・従業員の死亡などの保障を確保するために団体を契約者として運営する団体保険商品です。



- 保険期間 保険期間は団体ごとに取り決めた更新日から1年間です。保険期間の満了の際に更新しない旨のお申出がない場合には、自動更新となり団体ごとに取り決めた更新限度の年齢まで更新することができます。
- 主契約のお支払事由
 - 死亡保険金………保険期間中に被保険者が死亡したとき。
 - 高度障害保険金…保険期間中に被保険者が加入(増額)日以後に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態に該当したとき。

※高度障害保険金が支払われた場合にはその被保険者についての保障は消滅し、その後の保険金などのお支払いはいたしません。
- 加入資格 加入資格は団体ごとに取り決めています。詳細は「パンフレット」を参照してください。
※退職・退会などにより加入資格を喪失した場合は、制度から脱退していただきます。
- 保険料について 保険料は毎年の更新時に被保険者の年齢構成・加入状況によって団体ごとに算出します。
お払込方法・経路なども団体ごとに取り決めていますので、詳細は「パンフレット」を参照してください。
- 配当金について この商品は毎年の更新後に団体ごとに前保険期間の収支計算を行い、剰余金が生じた場合は契約者宛に契約者配当金をお支払いします。
- 払戻金など この商品には被保険者の中途脱退による払戻金はありません。

【引受保険会社について】

この保険契約の引受保険会社は「パンフレット」に記載してあります。この保険契約が共同取扱契約である場合、アクサ生命保険株式会社を事務幹事会社とし、各引受保険会社は各被保険者の加入保険金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。なお、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

*共同取扱契約とは、複数の保険会社が共同して引受ける保険契約をいいます。

アクサ生命保険株式会社(本社) 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL03-6737-7777(代表)

ホームページアドレス <https://www.axa.co.jp/>

【当制度に関するお手続き・相談・苦情窓口について】

当制度に関するお手続きやご相談は、所属団体へお問合わせいただくか、「パンフレット」記載の保険会社営業店へご連絡ください。当制度に関する苦情は、所属団体・保険会社営業店もしくはアクサ生命お客様相談室(TEL:0120-030-775 受付時間:9:00~17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)へご連絡ください。

【指定紛争解決機関について】

この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。

(ホームページアドレス: <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

<注意喚起情報>

■お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）について

この商品は団体を契約者とする団体保険契約であり、被保険者となる方の加入申し込みにはクーリング・オフの適用はありません。

■告知について

- 告知は、ご契約をお引き受けするかどうかを決める重要な事項です。告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、ご契約が解除されることや、保険金などの支払いを受けられないことがあります。
※告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金などをお支払いできないことがあります。（告知義務違反による解除の対象となる1年経過後にもご契約の取消しとなります。）
- アクサ生命の取扱者へ口頭でお話しされただけでは告知をしていただいたことになりません。必ず被保険者ご自身が「告知事項」を確認のうえ、お申込みください。（取扱者・募集人には告知受領権はありません。）
- アクサ生命の社員またはアクサ生命で委託した確認担当者が、保険金などのご請求の際、ご契約のお申込内容または治療の経過・内容、障害の状況、事故の状況などについて事実確認させていただく場合があります。

●新規加入または増額を申し込まれる方は、申込日(告知日)現在、<ご本人>の場合は正常に就業している方、<配偶者・お子さま>の場合は正常な日常生活を送っている方に限ります。次の留意事項を必ずお読みのうえ、加入(保険金額変更)申込書兼告知書にて告知されますようお願いいたします。

過去1年以内の健康状態	告知事項	①加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上入院をしたことがありますか。
	留意事項	●手術とは、切開術に限らず、内視鏡(ファイバースコープ)・カテーテル・レーザー光線・超音波・温熱療法・放射線療法・体外衝撃波療法なども該当します。また、日帰り手術も上欄の告知事項に該当します。 ●「継続して14日以上入院」とは、転医、転科を含めて1日も途切れず連続して14日以上入院された場合をいいます。
	告知事項	②加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。
	留意事項	●「14日以上にわたる」とは、合併症・続発症を含む一連の傷病で、転医、転科を含めて初診から終診までの医師による治療・投薬を受けていた期間をいいます。(実際の診療日数ではありません。) ●「治療」には診察、検査および食事療法・運動療法も含まれます。

別表 心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、精神病、てんかん、ぜんそく、肺気腫、肺結核、胃かいよう、十二指腸かいよう、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

■効力発生日(責任開始期)について

加入申込日(告知日)と効力発生日(責任開始期)については団体ごとに取り決めています。詳細は「パンフレット」にて確認してください。なお、初回保険料のお払込みがなかった場合は申込取消となり、効力が発生しない場合がありますのでご注意ください。生命保険会社職員、代理店、団体の役職員には保険への加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

■保険金などをお支払いできない場合について

次のような場合には保険金などをお支払いできない場合がありますので特にご注意ください。

1. 免責事由に該当する場合

- 効力発生日(責任開始期)から1年以内の被保険者の自殺
- 契約者・被保険者・保険金受取人の故意によるとき
- 戦争その他の変乱によるとき

2. 効力発生日(責任開始期)前の疾病や不慮の事故を原因とする場合



3. 告知義務違反の場合

告知の内容が事実と相違し、ご契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除された場合

4. 重大事由による解除の場合

契約者、被保険者または保険金受取人が保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約の全部またはその被保険者の部分が解除された場合

5. 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合

契約者または被保険者による詐欺の行為によりご契約の全部またはその被保険者の部分が取消しになった場合や、保険金などの不法取得目的があつてご契約の全部またはその被保険者の部分が無効とされた場合

■ご契約の更新ができない場合について

更新日現在の被保険者数、加入率および保険金などの支払状況が所定の基準に満たない場合、ご契約の更新はできません。

■保険料のお払込みについて

団体ごとに定めた方法により保険料をお払込みいただきます。保険料のお払込みがなかった場合、最後に払い込まれた保険料の応当月末をもって脱退扱となり以降の保障がなくなる場合があります。詳細は「パンフレット」にて確認してください。

■払戻金など

この商品には被保険者の中途脱退による払戻金はありません。

■保険金などのお支払いについて

- 保険金などのお支払事由が生じた場合や、保険金などのお支払いの可能性があると思われる場合は、すみやかに団体の担当窓口またはアクサ生命営業店にご連絡ください。
- お支払事由、請求手続き、保険金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、アクサ生命ホームページにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金などのお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには、すみやかに団体の担当窓口またはアクサ生命営業店にご連絡ください。

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時に約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。保険契約者保護措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820 「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時」
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

引受保険会社

アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777(代表)

お問合せ先

アクサ生命保険株式会社 法人ビジネス業務部

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7440

FAX送信欄

令和 年 月 日

一般財団法人 全国中小企業共済財団 行

一般社団法人全国LPガス協会 生命共済制度

ご希望の()に○印を付けてください

1.加入したい

2.一度説明を聞きたい

3.その他

※ご加入を希望される方は、後日正式に申込書をご提出ください。

事業所名	
住所	〒
電話番号	
ご担当者名	

【FAX送信先】 03-3239-1978

〈お問合せ先〉



一般財団法人 全国中小企業共済財団

(略称：全共済)

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12

TEL 03-3264-1511 FAX 03-3239-1978